

1. 背景と目的

朝霞市の小中学校の施設（以下「学校施設」という。）の多くは、昭和 40(1965)年代後半から 50(1975)年代の児童生徒が急増した時期に建設されました。小中学校全 15 校のうち築 40 年以上の学校施設が 5 割を占め、経年による老朽化が進んでいます。これらは、今後一斉に改築時期を迎えるため、財政面に大きな負担がかかることが考えられ、学校施設の老朽化対策が重要な課題となっています。

一方で、学校施設は児童生徒が学び生活する場や、地域住民の生涯学習などの活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としての役割も果たすなど、多様化するニーズへの対応もまた今後の課題となっています。

本市ではこれまで、児童生徒や地域住民が安心して学校施設を使用できるよう、耐震補強工事や非構造部材の耐震対策を行い、学校施設の安全対策を進めてきました。また、児童生徒が快適に学校生活を送れるよう、普通教室へのエアコン設置やトイレ改修を行い、平成 30(2018)年度からは避難所となる小中学校の屋内運動場にエアコンと非常用発電設備の設置を行い、学校施設の整備充実に努めています。

今後は、改築周期の延長を視野に、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制しつつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的に、「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

2. 基本方針の位置付け

国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、今後急速に老朽化することが予想されるインフラを対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を示しました。

これを踏まえ、文部科学省は、平成27年3月に所管施設等の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性について、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しました。

また、各地方公共団体においても、インフラ長寿命化基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（公共施設等総合管理計画）」を策定するとともに、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

本市では、平成28年3月に、公共施設の維持管理に関する基本的な考え方を示した「朝霞市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。今後は、各施設の個別具体的な維持管理に関する計画を、「（仮称）あさかFMアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）として取りまとめる予定です。

教育委員会では、学校施設の長寿命化を見据えた整備に関する基本的な考え方を示す「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」を策定する一方、改修・改築（以下「改修等」という。）の具体的な実施時期は、社会状況や財政運営状況等を踏まえた上で、公共施設全体で検討を重ね、アクションプランで示す予定です。基本方針及びアクションプランの内容を合せて、「朝霞市学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）と位置付け、長寿命化計画に基づく施設整備に取り組みます。

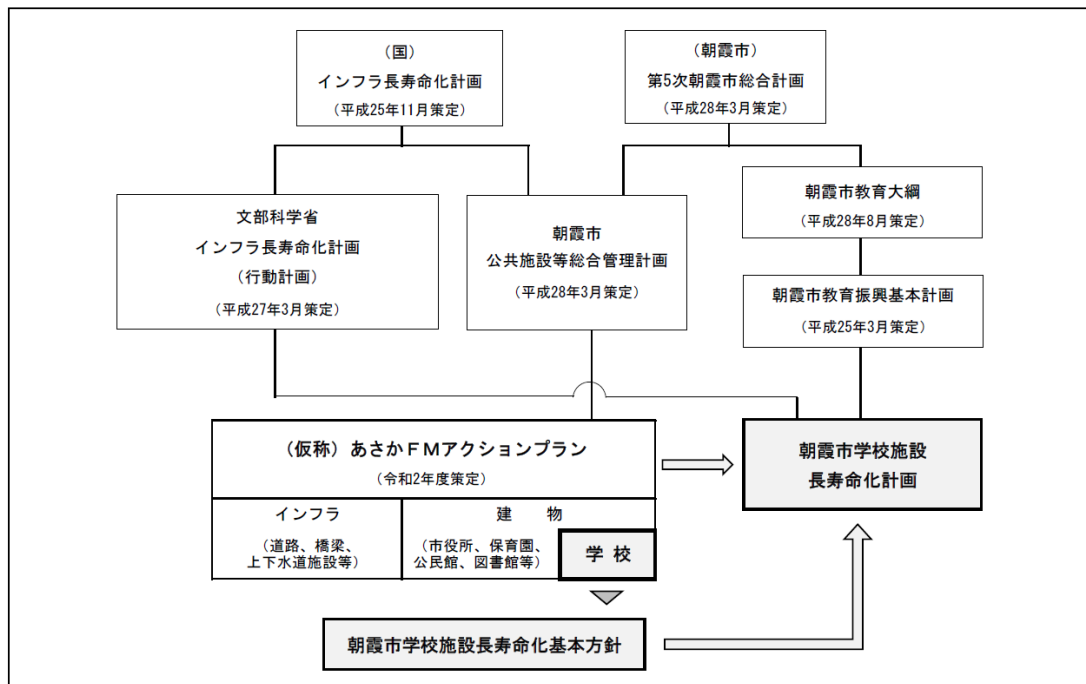


図 1-1 基本方針の位置付け

3. 基本方針の構成と内容

基本方針では、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」及び同解説書^{※1}に基づき、学校施設の構造躯体の強度及び構造躯体以外の劣化状況を調査し、各学校の改修等の優先順位や長寿命化を見据えた改修計画の検討及びコスト試算を行います。また、安全・安心で快適な教育環境の整備充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めるため、改修・改築時にどのような施設整備を行うか検討します。

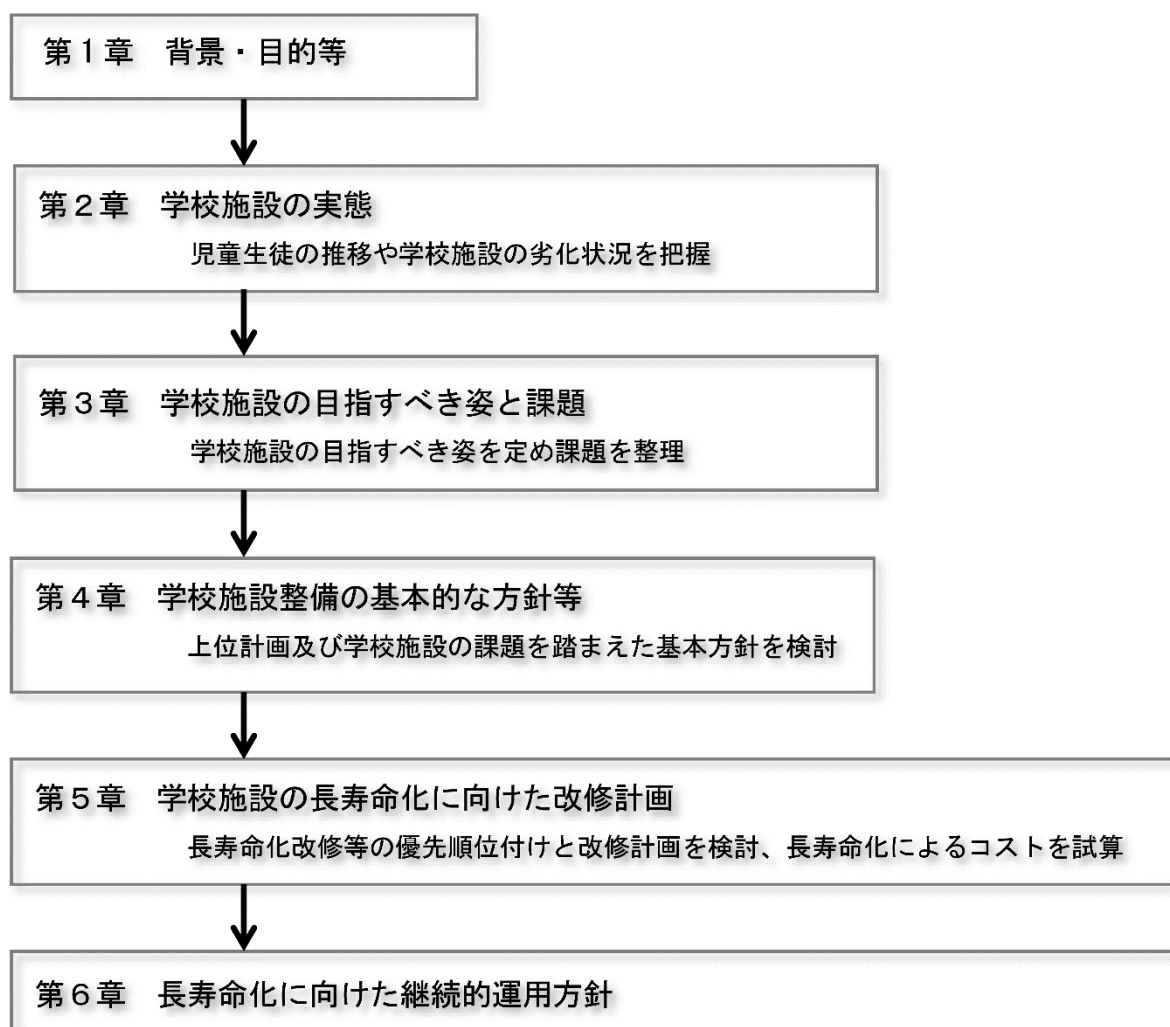


図 1-2 基本方針の構成

※1 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」平成27年4月、文部科学省
「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」平成29年3月、文部科学省

4. 基本方針の期間

基本方針の期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ令和47(2065)年度までとし、その間の社会状況の変化等を受けて見直しを行うため全5期の計画とします。

第1期は第5次朝霞市総合計画後期基本計画と整合性を図るため令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、第2～5期は各10年間とします。

また、第2期以降の各期間の中間年度に、改修等の進捗状況により見直しを行うことを基本とします。

基本方針の期間

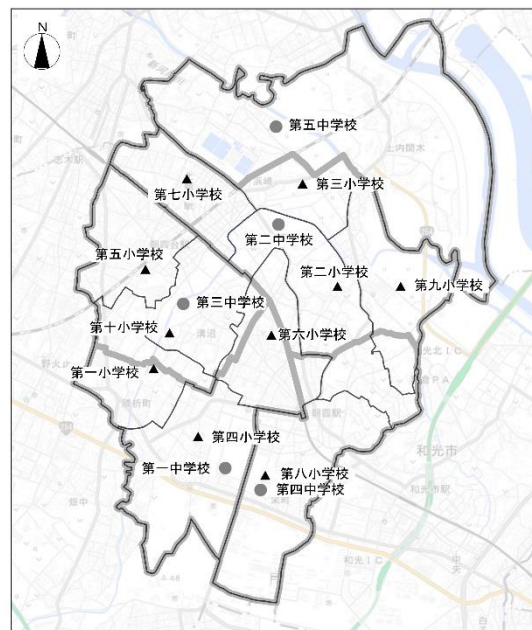
第1期 (5年間)	令和3(2021)年度 ~ 令和7(2025)年度
第2期 (10年間)	令和8(2026)年度 ~ 令和17(2035)年度
第3期 (10年間)	令和18(2036)年度 ~ 令和27(2045)年度
第4期 (10年間)	令和28(2046)年度 ~ 令和37(2055)年度
第5期 (10年間)	令和38(2056)年度 ~ 令和47(2065)年度

5. 対象施設

基本方針で対象とする学校施設は、校舎、屋内運動場（体育館、武道場）及びプール施設とします。また、第四小学校及び第五小学校の自校給食施設（給食調理設備を除く）並びに第四小学校、第五小学校及び第十小学校の校舎内にある放課後児童クラブは、校舎と一体の改修等が想定されるため、基本方針の対象施設とします。なお、屋外トイレは対象外としますが、古い和式便器のみの屋外トイレは、バリアフリー化や避難所としての施設整備の観点から、校舎や体育館の改修等に合わせて整備の検討を行います。

学校名	所在地	対象施設	備考	
小学校	第一小学校	膝折町4-11-7	校舎・体育館・プール	
	第二小学校	岡3-16-13	校舎・体育館・プール	
	第三小学校	大字浜崎230	校舎・体育館・プール	
	第四小学校	幸町1-6-9	校舎・体育館・プール 自校給食施設・放課後児童クラブ	*プールは体育館屋上 *自校給食施設及び放課後児童クラブは校舎内
	第五小学校	泉水3-16-1	校舎・体育館・プール 自校給食施設・放課後児童クラブ	*プールは体育館屋上 *自校給食施設及び放課後児童クラブは校舎内
	第六小学校	本町1-25-1	校舎・体育館・プール	
	第七小学校	北原2-6-1	校舎・体育館・プール	
	第八小学校	栄町5-1-41	校舎・体育館・プール	*自校給食施設建設中(令和2年度中完成予定)
	第九小学校	大字台295	校舎・体育館・プール	
	第十小学校	大字溝沼828-1	校舎・体育館・プール・放課後児童クラブ	*放課後児童クラブは校舎内
中学校	第一中学校	大字膝折2-31	校舎・体育館・武道場・プール	*プールは校舎屋上
	第二中学校	大字岡199	校舎・体育館・武道場・プール	
	第三中学校	大字溝沼1043-1	校舎・体育館・武道場・プール	
	第四中学校	栄町5-1-60	校舎・体育館・プール	
	第五中学校	大字宮戸1580	校舎・体育館・プール	

表 1-1 対象施設一覧



資料 朝霞市小・中学校通学区区域図を基に作成

凡例) ▲ 小学校 □ 小学校区
● 中学校 ■ 中学校区

図 1-3 小・中学校配置図

